

アメリカ法の基本とアメリカにおける訴訟実務入門

独禁法(カルテル)、腐敗防止法(FCPA)(英国賄賂法との比較等)、PL法、特許侵害訴訟(パテントトロール等)を中心に、 刑事訴訟・民事訴訟の全体の流れ、訴訟管理と現地弁護士の効果的な

活用戦略について体系的に学ぶ

《開催要領》

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日 時▶ 2016年 5月 27日(金) 13:00~17:00

会 場▶ 企業研究会セミナールーム (東京:麹町)

開催にあたって

企業がアメリカで刑事事件や民事訴訟に巻き込まれると高額の罰金・損害賠償や企業イメージの低下などの大きなリーガルリスク・ビジネスリスクが発生します。企業は多額の予算 を使って可能な限り低額で訴訟事件を解決することを目指し、アメリカ大手法律事務所を効果的に活用しなければなりません。ところが、アメリカの訴訟実務についてよく分からない という理由で訴訟管理については、「お任せスタイル」になることが多く、最終的に要用面や結果面で不本意な結果となることが多いのではないでしょうか。そこで、本講座では、①ア メリカ法分野の中でも、独禁法(カルテルを中心に)、腐敗防止法(FCPA)(英国賄賂法との比較を含む)、PL法、特許侵害訴訟(パテントロールを含む)といった日本企業にホットな 分野に絞って、基本的なルールと日本企業が巻き込まれている現状をまずご紹介し、つぎに②アメリカの刑事訴訟・民事訴訟の全体の流れとそれぞれの段階における日本企業側 の関与・判断すべき項目について述べ、さいご(③訴訟プロジェクトマネジントの観点から企業の法務部や知財部がより積極的に訴訟管理に関わって行き、それにより予算を効果 的に使用し対応作業や戦略を強化して、ベストな結果を得るために何が必要であるかを検討します。

師 芝綜合法律事務所 弁護士 (日本国及び米国ミシガン州)・弁理士 牧野和夫 氏

[現職] 英国ウェールズ大学経営大学院教授、早稲田大学、琉球大学法科大学院、国士舘大学知財大学院、関西学院大学商学部・法学部、明治学院大学法学部の各講師。[経歴] 早稲田大学法学部卒、General Motors Institute 修了(優等)、ジョージタウン大学ロースクール法学修士号、ハーバード大学ビジネススクール交渉戦略プログラム修了、いすゞ自動車課長・審議役、アップ、ルコンピュータ法務部長、カレディスイス生命保険法務部長、Business Software Alliance 日本代表事務局長、国士舘大学法学部教授、内閣司法制度改革推進本部法曹養成檢討会委員、尚美学園大学大学院客員教授、東京理科大学大学院客員教授、大宮法科大学院大学教授、早稲田大学大学院(国際情報通信研究科)講師を経て現職



《申込書送付先》 FAX ▶ 03-5215-0951

※当会 HP からもお申し込み頂けます。 企業研究会Q 検 索

■受講料: 1名(

税込。資料代含

※申込書をFAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正 会 員 34,560円 (本体価格 32,000円)

— 般

37,800円 (本体価格 35,000円)

2016		161045-0303	アメリカ法の基本とアメリカにおける訴訟実務入門					
ふりがな 会社名								
住 所	Ŧ							
TEL				FAX				
ふりがな ご氏名					所役	属職		
E-mail								

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させて頂きます。

- ■参加要領:申込書はFAX、または下記担当者宛 E-mailにてお送り下さい。当会ホームページからもお申込み頂けます。後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- ※よくあるご質問(FAQ)は当会 IPにてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問]) ※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。
- ■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/川守田 E-mail:kawamorita@bri.or.jp TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102 - 0083 東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町 M-SQUARE 2 F

・プログラム・

- 1. 日本企業にホットなアメリカ法分野における基本的なルールと日本企業が巻き込まれている現状について
- (1) アメリカ独禁法について(カルテルを中心に)
- (2) 腐敗防止法(FCPA=Foreign Corrupt Practices Act (海外腐敗行為防止法))について (英国賄賂法との比較を含む)
- (3) PL 法について
- (4) 特許侵害訴訟について (パテントトロールを含む)
- 2. 刑事訴訟・民事訴訟の全体の流れとそれぞれの段階における日本企業側の関与・判断すべき項目について
- (1) アメリカの訴訟における大きなリスク
 - ・訴訟社会アメリカ、差別される外国企業
 - ・高額賠償を支えるアメリカの司法インフラ

(1)巨大な法曹人口②成功報酬(3)証拠開示(4)陪審裁判(5)懲罰賠償など)

- ・連邦裁判所の事件と州裁判所の事件
- (2) 民事訴訟手続きについて
- (3) 刑事訴訟手続きについて
- 3. 訴訟プロジェクトマネジメントの観点からベストの結果を効果的に得るためには
- (1) 訴訟対応は会社の重要プロジェクト
 - ・進捗管理、予算管理を含む事業計画の策定
- (2) 訴訟管理の基本的な知識
 - 訴訟や紛争の発生の認知方法
 - ・法律事務所や弁護士の情報入手方法
 - ・相見積もりや入札、コンフリクトの調査
 - ・事件評価書(Case Evaluation Report)の活用
 - ・対応チームの構成、予算管理
 - ・他の弁護士事務所からの助言
- (3) 法律事務所以外のコンサルタントの活用
 - ・陪審裁判コンサルタント
 - ·学者(法律学者、法廷心理学者、経済学者)
 - · 専門家証人(Expert Witness)
 - ・保険会社/会計事務所/経営コンサルタント
- (4) 証拠開示要求への対応
 - ・証拠開示手続とは
 - · Deposition (証言録取) のポイントと対応(企業技術者の証言を含む)
 - ・e-discovery のポイントと対応
- (5) 和解のタイミングや妥当な金額をどのように捉えるか
 - ・アメリカでも民事訴訟の90%は和解で解決
 - ・和解のタイミング、和解の妥当金額の評価
- (6)「訴訟プロジェクトマネジメント」のあり方と法律事務所との上手な付き合い方

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合があります。

裏面もご覧下さい! - 枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。